

○根室市インバウンド受入環境整備事業者支援補助金交付要綱

令和2年3月25日訓令第13号

改正

令和5年9月11日訓令第64号

根室市インバウンド受入環境整備事業者支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 根室市インバウンド受入環境整備事業者支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、根室市補助金等交付規則（昭和50年根室市規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、根室市内の料飲施設、宿泊施設及び観光集客施設等における、多言語看板、多言語案内板、多言語飲食メニュー表等（以下「多言語看板等」という。）の設置及び自動翻訳機の購入を支援し助成することにより、根室市を訪れる外国人等旅行者（以下「旅行者」という。）の利便性を向上させることを目的とする。

（補助金交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、第5条第1項に定める事業を自らの費用負担で実施するものとする。

（補助金交付対象施設）

第4条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、根室市内において事業を営んでいる、次の各号に定める施設とする。

- (1) 料飲施設
- (2) 宿泊施設
- (3) 上記各号の施設を除く観光集客施設

（補助金交付対象事業等）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者の補助対象施設で行う、旅行者の利便性を向上させるために多言語看板等を設置及び自動翻訳機の購入する事業とする。

2 この補助金は、前項の事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であつて、次に掲げる経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付するものとする。ただし、他の補助制度の補助対象経費については、補助対象外経費とする。

- (1) 多言語看板等の作成に係る経費
- (2) 多言語看板等の設置に必要な工事費
- (3) 自動翻訳機の購入に係る経費

（補助金の額及び交付回数）

第6条 補助金の額は、前条第2項に規定する補助対象経費の合計額とし、1施設あたりの補助上限額は5万円とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書等その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を調査・審査の上、交付すべきと認めたものについて、交付を決定するものとし、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を申請者に通知する。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（状況報告）

第9条 市長は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、補助事業者に対し補助事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定の属する会計年度が終了し

たときは、速やかに別記第3号様式による実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付額を確定し、別記第4号様式による交付決定通知書を補助事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第12条 市長は、前条に規定する調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

2 第10条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

(補助金の支出)

第13条 第11条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに別記第5号様式による請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、当該請求書を受理した日の翌日から30日以内にこれを支払うものとする。

(決定の取消)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定を受けた者が、根室市暴力団排除条例（平成25年根室市条例第6号）第2条の規定による暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に關し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第17条 補助事業者は、市長が指定する職員をして補助事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は補助事業について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(財産の管理及び処分)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月11日訓令第64号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の根室市インバウンド受入環境整備事業者支援補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

根室市長　　様

申請者住所

氏名

印

施設所在地

施設名称

年度根室市インバウンド受入環境整備事業者支援補助金交付申請書

根室市インバウンド受入環境整備事業者支援補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 申請額

金　　円

2 補助事業の内容等

3 補助事業完了予定年月日（施工業者等への支払を含め、補助事業が完了する日）

年　月　日

4 その他必要な書類

- (1) 商業登記簿謄本（法人の場合）又は住民票（個人の場合）
- (2) 市税の滞納のないことの証明書類
- (3) 施工業者等見積書

補助事業者 住所
氏名
施設所在地
施設名称

年度根室市インバウンド受入環境整備事業者支援補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった　年度根室市インバウンド受入環境整備事業者支援補助金については、下記により交付します。

年　　月　　日

根室市長 印

記

第1 補助指令額

金　　円

第2 補助金交付対象事業等

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容、補助事業に要する経費、当該経費の配分及びこれに対応する補助金の配分額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、当該経費の配分及びこれに対応する補助金の配分額については、別に通知するところによる。

第3 その他

補助事業者は、根室市インバウンド受入環境整備事業者支援補助金交付要綱その他関係規則を順守すること。

根室市長　　様

補助事業者住所

氏名　印

施設所在地

施設名称

年度根室市インバウンド受入環境整備事業者支援補助金実績報告書

年　月　日根室市指令第　号で交付決定を受けた令和5年度根室市インバウンド受入環境整備事業者支援補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

1 補助指令額

金　　円

2 補助事業の内容

3 補助事業完了年月日（業者への支払を含め、補助事業が完了した日）

年　月　日

4 その他必要な書類

（1）補助事業が完了したことがわかる書類

（2）補助事業に要した経費の支払いを証明する書類の写し

補助事業者住所

氏名

施設所在地

施設名称

年度根室市インバウンド受入環境整備事業者支援補助金確定通知書

年 月 日根室市指令第 号で交付決定した 年度根室市インバウンド受入環境整備事業者支援補助金については、 年 月 日付けで提出された事業実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が、当該補助金の交付決定の内容及び条件に適合するものと認められますので、その額を下記のとおり確定します。

年 月 日

根室市長

印

記

1 補助確定額

金 円

年　月　日

根室市長　　様

補助事業者住所

氏名

印

施設所在地

施設名称

年度根室市インバウンド受入環境整備事業者支援補助金請求書

年　月　日根室市指令第　号で額の確定のあった　年度根室市インバウンド受入環境整備事業者支援補助金の支払について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金　　円

2 振込先

金融機関・支店名	
預金種別	
口座名義人（カタカナ）	
口座番号	